

瀬戸市告示第 77 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、瀬戸市会計規則第 7 条の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 7 月 1 日

瀬戸市長 伊藤保徳

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 三菱UFJニコス株式会社

東京都文京区本郷三丁目 33 番 5 号

(2) 株式会社名古屋カード

名古屋市中区上前津二丁目 4 番 5 号

(3) 株式会社トラストバンク

東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号

(4) 楽天グループ株式会社

東京都世田谷区玉川一丁目 14 番 1 号 楽天クリムゾンハウス

(5) 株式会社メルペイ

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号 六本木ヒルズ森タワー

(6) SBペイメントサービス株式会社

東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

(7) PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号

(8) GMOペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂一丁目 2 番 3 号

(9) 株式会社JTB

大阪府大阪市中央区南本町二丁目6番12号 サンマリオンNBF
タワー11階

(10) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー

東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル10階

2 指定納付受託者に納付させる歳入
寄附金

3 指定納付受託者を指定した日

令和4年7月1日